

「奈良県子ども・子育て支援推進会議」の設置について

1 設置の趣旨・理由

子育て支援は、次世代を担う子どもの健やかな育ちを保障するものであり、本県の将来にとって、重要な施策の一つである。

平成27年度からの本格実施が想定されている「子ども・子育て支援新制度」は、より子どもを生み、育てやすい社会を目指すものであり、その円滑な実施が望まれている。

このため、県においては、条例に基づき、学識経験者や市町村、子育て当事者など、幅広い関係者による「奈良県子ども・子育て支援推進会議」を設置し、今後の県の子育て支援策について議論し、推進施策について検討する。

※子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、「子育ての孤立感・負担感」や「保育所待機児童問題」等の解消のため、市町村が子どもや子育て家庭のニーズを把握し、計画的に幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業を実施するもの。

都道府県は、新制度の実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を策定する。

2 所掌事務（「子ども・子育て支援法」第77条第4項において規定）

- (1) 県の子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更に関して意見を述べる。
- (2) 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

3 組織及び運営に関する事項

別添「奈良県子ども・子育て支援推進会議条例」において規定

4 委員

別添「奈良県子ども・子育て支援推進会議」委員のとおり

5 設置年月

平成25年7月

6 平成25年度の今後の開催スケジュール

平成25年10月 第2回推進会議

平成26年 2月 第3回推進会議

奈良県こども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県こども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 推進会議は、会長及び委員十二人以内で組織する。

2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、健康福祉部こども・女性局において処理する。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

「奈良県子ども・子育て支援推進会議」 委員

		氏 名	職 名 等
1	会長	荒井 正吾	奈良県知事
2	委員	井上 典子	連合奈良 執行委員
3	委員	大西 あまね	県民(子どもの保護者)
4	委員	川端 章代	川端運輸(株) 代表取締役
5	委員	北岡 篤	吉野町長
6	委員	栗木 裕幸	奈良県保育協議会会長
7	委員	島田 優子	県民(子どもの保護者)
8	委員	末松 保喜	奈良県児童福祉施設連盟副会長
9	委員	谷口 偉	奈良県私立幼稚園連合会会長
10	委員	原田 正文	大阪人間科学大学副学長
11	委員	福島 千佳	県民(地域の子育て支援)
12	委員	山縣 文治	関西大学教授
13	委員	吉田 弘明	香芝市長

(50音順)